

防府市建築計画概要書等閲覧規則

昭和56年3月16日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下「概要書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 概要書等の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）を、防府市土木都市建設部建築課内に設置する。

(閲覧時間)

第3条 閲覧所における概要書等の閲覧時間は、午前8時15分から午後5時までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、防府市の休日に関する条例（平成元年防府市条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(臨時の休日等)

第5条 市長は、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧の手続)

第6条 概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定するための所在地等の情報（以下「所在地等情報」という。）のほか、閲覧の目的その他の必要な事項を記載した申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、閲覧者が、やむを得ない理由により所在地等情報を記載することができない場合において、市長が当該閲覧の申請に公共性その他の理由があると認めるときは、所在地等情報を記載しないことができる。

2 前項ただし書に規定する場合の概要書等の閲覧においては、市長は、特定の個

人を識別することができることとなる記述等を除いた部分について閲覧に供するものとする。

(概要書等の持出し禁止)

第7条 概要書等は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 概要書等を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
- 四 建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧の請求をする者

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月15日規則第47号）

この規則は、平成元年12月24日から施行する。

ただし、第1条中職員の給与に関する条例施行規則第14条の改正規定は平成2年4月1日から、第9条から第11条までの規定は平成元年12月30日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第14号）

この規則は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月25日規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月31日規則第42号）

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日規則第12号）抄

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月5日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則（平成21年1月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月15日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月1日規則第36号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。